

ご旅行条件書(国内募集型企画旅行用)

旅行企画・実施：株式会社 阪急交通社

お申込みの際には必ずこの『ご旅行条件書』をお読みください。●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2020.07

1.募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社 阪急交通社[観光庁長官登録旅行業者第1847号]（以下「当社」といいます）が、企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3)旅行契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本ご旅行条件書、ご出発までの書面内、ご案内ご注意、その他の案内書類（以下これらを総称して「パンフレットなど」といいます）、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2.旅行のお申込みと契約の成立

(1)当社または当社の受託営業所にて（以下「当社」といいます）パンフレットなどに記載した申込金（旅行代金の全額または一部）を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。また、特定コースおよびポイント等を使用する場合にきまつては、別途パンフレットなどに定めることによります。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要事項をご記入いたく場合がございます。
(2)当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承認の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金（旅行代金の全額または一部）を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。
(3)当社は、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
(4)契約責任者は、当社から定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

3.お申込み条件

(1)2名様以上でお申込みください。ただし、日帰り旅行・夜行バス利用コース及び一部のコースは除きます。
(2)旅行開始時点で、15歳未満の方のは特定コース（小・中学生を対象とした語学研修ツアー等）に参加する場合を除き、保護者の同行が必要です。なお、国の法令や施設等の規則により、未成年者の参加をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(3)特別の条件を定めた旅行については、性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることができます。
(4)心身に障がいのある方（他の不自由な方、目の不自由な方、歩行が不自由な方、補助犬をお連れの方など）、現在健康を損なっている方（妊娠異常、心臓病、慢性疾患、食物アレルギー、動物アレルギーなど）、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、その他特別な配慮が必要となる方は、その旨を旅行のお申込み時に記載ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。お客様の状況及び旅行中に必要とされる措置については、あらためて当社よりお伺いさせていただきます。（旅行契約の成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のためには特別な措置にする費用はお客様の負担となります。当社は現地事情や利用機関などの状況を踏まえて旅行が安全かつ円滑に実施するため、助助される方又是同伴される方の同行、公的機関や利用機関の規定による医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更することなどを条件とさせていただく場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置について手配ができない場合は、旅行契約のお申込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除せざるを得ない場合は、旅行契約のお申込みをお断りする、あるいは旅行契約を解消せざるを得ない場合は、旅行契約を変更します。
(5)お客様がご旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または治療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(6)お客様のご都合による別行動はできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることができます。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、事前にその旨お伝えください。

(7)お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、捜索する事務が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、捜索活動の為各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、捜索にかかる経費はお客様負担となります。

(8)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(9)お客様が下記の①～⑤の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

①お客様が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は結会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に對する暴力的行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽証を用いて威力をもつて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④当社は、お客様が当社からのお回答をお待ちいただける期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお預りします。

⑤当社は、お客様が当社からのお回答をお待ちいただける期間内に旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお預りします。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が当社に承認されない場合は、預り金の全額をお預りします。

⑥当社は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨の通知を当社からお客様へお伝えした時（ただし、この通知がEメール等の電子承認通知の方法によって行われた場合は、お客様に到達した時）に成立するものとします。

⑦キャンセル待ちとの取扱いについての特約

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合に、お客様の希望により、お客様と特約を結んで当社からお客様と旅行契約を締結することができます。この状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下、「キャンセル待ちの取扱い」といいます）をすることがあります。

⑧お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社からは、お客様が当社からのお回答をお待ちいただけの期間において、確実な取扱いを実現するため、旅行契約を締結する旨の申出を受けます。この時点では旅行契約は成立しません。

⑨当社は、①の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾する旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

⑩旅行契約は、当社から②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社からお客様へお伝えした時（ただし、この通知がEメール等の電子承認通知の方法によって行われた場合は、お客様に到達した時）に成立するものとします。

⑪当社は、お客様が当社からのお回答をお待ちいただける期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお預りします。

⑫当社は、お客様が当社からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお預りします。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が当社に承認されない場合は、預り金の全額をお預りします。

⑬当社は、当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

⑭旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

⑮当社は、お客様からの旅行お申込み後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。既にお申込み時点できれどもお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、本ご旅行条件書1項(3)に記載の「パンフレットなど」により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレットなどに記載することによります。

⑯当社は、パンフレットなどをお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関

および宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。（当社は旅行開始日の5日前頃にお渡しできるよう努力いたします）ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前に当たる日以降の場合は、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、日帰り、1泊コースの一部では本項(1)のパンフレットなどに最終旅行日程表により構成されます。

⑰当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

⑱当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

⑲当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

⑳当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉑当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉒当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉓当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉔当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉕当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉖当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉗当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉘当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉙当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉚当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉛当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉜当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉝当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉞当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉟当社は、パンフレットなどを手配する場合に記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。

㉟当社は